

**医療法人 平塚整形外科医院**  
**指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション**  
**【運営規程】**

**(事業の目的)**

第1条 医療法人平塚整形外科医院が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

**(運営の方針)**

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションは、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
  - (2) 提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

**(事業所の名称等)**

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人 平塚整形外科医院
- 2 所在地 福岡県春日市小倉7丁目8番地

**(従業者の職種、員数及び職務の内容)**

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1人（うち、1名管理者と兼務）  
診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、病歴及びその置かれている環境等を踏まえ、理学療法士その他の従業者と共同して、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下、「通所リハビリテーション計画」という。）を作成するとともに、適切なリハビリテーションが行えるよう利用者の健康状態等を把握する。
- 3 理学療法士1名、作業療法士2人（常勤3人）  
医師と連携して、前号の通所リハビリテーション計画を作成するとともに、利用者に対して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 4 看護職員4名 及び 介護職員12人（常勤11人、非常勤1人）  
医師等の指示のもと、第2号の通所リハビリテーション計画に従ったサービスを実施する。また、サービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。
- 5 事務職員 1人（常勤職員1人）  
必要な事務を行う。

#### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、災害、悪天候等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日  
月曜日から土曜日までとする。ただし、夏季（8月13日から8月15日まで）、年末年始（12月30日から1月3日まで）及び国民の休日は除く。
- 2 営業時間  
平日 午前8時30分から午後5時30分まで  
土曜 午前8時30分から午後3時00分まで
- 3 サービス提供時間（前号の時間から送迎に要する時間を除く時間）  
平日 午前9時から午後4時45分まで  
土曜 午前9時から午後2時15分まで

#### （指定通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 本事業所の利用定員は、1日につき60人とする。

#### （指定通所リハビリテーションの内容）

第7条 事業所が行う通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1 通所リハビリテーション計画の作成
- 2 医学的管理下でのリハビリテーション
- 3 送迎
- 4 その他の介護の提供
- 5 介護に関する相談援助

#### （指定通所リハビリテーションの利用料その他の費用）

第8条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援被保険者は、その2割の額とする。また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者は、その3割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払を受けるものとし、その額は別表のとおりとする。
  - ① 食事の提供に要する費用、おむつ代、その他の日常生活費
  - ② 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用（片道150円）
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払を受けたときは、サービス及び料金の内容・金額を記載した、領収証書及びサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。
- 5 前項の規定は現物給付、法定代理受領とならない利用料の支払を受けた場合にも適用する。なお、この場合、利用者又はその家族からの求めがあれば、要介護認定申請等必要な手続きについて説明・助言を行うこととする。

#### **(通常の事業の実施地域)**

第9条 通常の事業の実施地域(送迎の実施地域)は、春日市、福岡市(博多区・南区)及び大野城市、那珂川市、筑紫野市、太宰府市の一部地域とする。

#### **(サービス利用に当たっての留意事項)**

第10条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること。
- 2 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと。
- 3 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと。
  - ① 飲酒及び喫煙は禁止する。
  - ② 物のやり取りは禁止する。
  - ③ 薬のやり取りは禁止する。

#### **(通所リハビリテーション計画の作成)**

第11条 事業者は、通所リハビリテーション事業所の医師の診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の日常生活の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、

リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、必要となるサービスの種類ごとに「通所リハビリテーション計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供する。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 医師などの従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、情報を把握する。
- 5 通所リハビリテーション計画を作成した際は、利用者に交付する。
- 6 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画(ケアプラン)の範囲内で可能なときは、速やかに「通所リハビリテーション計画」の変更等の対応を行う。
- 7 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行う。

### (サービス提供の記録等)

第 12 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。また、利用者に対する通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から 5 年間保存する。

- ・通所リハビリテーション計画
- ・提供した具体的なサービス内容等の記録（診療記録及びリハビリテーション会議の記録等）
- ・市町村への通知に係る記録
- ・苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

### (事故防止及び発生時の対応)

第 13 条 施設サービス提供時に事故が発生した場合は必要な手立てを施すとともに、速やかに、関係機関（保険者等）、当該利用者のご家族、担当ケアマネージャーに連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

また、事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じる。また、万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償いたします。尚、細部については事故が発生した場合の対応方法を含めて、事故対応マニュアル によることとする。

### (衛生管理等)

第 14 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、必要な措置を講ずる。医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回開催すると共に、その結果について、職員に周知徹底する。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### (高齢者虐待防止に対する取り組み)

第 15 条 利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するために担当者を設け、指針の整備及び定期的な対策検討委員会及び研修を開催し、従業員に徹底する。

- ・虐待防止担当責任者：喜多 茂

### (身体拘束等の適正化の推進)

第 16 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。また身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

### (緊急時非常災害対応)

第 17 条 消防法施行規則 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所管理者代行を当てる

- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上
  - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・・年1回以上
  - ③ 非常災害設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

**(業務継続計画の策定)**

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定する。また、介護支援専門員に対し周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

**(認知症に係る取組の情報公表の推進)**

第19条 認知症対応力の向上を図るため、研修の受講状況、取組状況について介護サービス情報公表制度において公表する。

**(ハラスメントの防止)**

第20条 禁止行為

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

**(居宅介護支援事業者との連携)**

第21条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む。）と連携し、次の場合には必要な情報を提供することとする。

- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
  - ① 第6条に定める利用定員を超える場合
  - ② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合
  - ③ 利用者が正当な理由がなく従業者の指示に従わないため、サービス提供ができない場合
  - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合
- 3 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に通知することとする。

### **(利益供与の禁止)**

第 22 条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

### **(秘密保持)**

第 23 条 事業所及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

### **(苦情処理)**

第 24 条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

### **(その他運営に関する重要事項)**

第 25 条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

3 第 7 条第 1 項第 1 号の通所リハビリテーション計画及びサービス提供記録（診療記録を含む。以下、同じ。）については、それらを当該利用者に交付する。

4 第 7 条第 1 項第 1 号の通所リハビリテーション計画及びサービス提供記録、第 12 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、第 13 条第 2 項に規定する市町村への通知並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから 5 年間保存する。

5 都道府県及び市町村並びに国民健康保険団体連合会（以下「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人平塚整形外科医院が定める。

(附 則)

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 平成14年4月1日一部改正（第4条一部改正）  
この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 平成15年5月1日一部改正（第4条、第5条及び第6条の一部改正）  
この改正は、平成15年5月1日から施行する。
- 平成15年10月22日一部改正（第4条、第5条及び第6条の一部改正）  
この改正は、平成15年10月22日から施行する。
- 平成16年9月1日別表「保険外費用」食材料費の一部改正  
この改正は、平成16年9月1日から施行する。
- 平成17年2月14日別表「加算」特別入浴介助加算の追加  
この改正は、平成17年3月1日から施行する。
- 平成18年9月1日全部改正  
この改正は、平成18年9月1日から施行する。
- 平成19年5月21日一部改正  
この改正は、平成19年6月1日から施行する。
- 平成19年10月5日一部改正  
この改正は、平成19年11月1日から施行する。
- 平成21年3月30日一部改正「別表」  
この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成24年3月30日一部改正「別表」  
この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 平成25年3月30日一部改正「別表」  
この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 平成28年2月1日一部改正（第5条第3項の一部改正）  
この改正は、平成28年3月1日から施行する。
- 平成30年3月30日（第5条の第3項の一部改正）  
この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 令和元年4月1日（全部改正）  
この改正は、令和元年8月1日から施行する。
- 令和6年5月31日（一部改正）  
この改正は、令和6年6月1日から施行する。
- 令和7年月3月15日（一部改正）  
この改正は、令和7年4月1日から施行する。

「別表」

【通所リハビリテーション基本料金】（通常規模型の事業所）

単位：円/回

	1時間 以上 2時間 未満	2時間 以上 3時間 未満	3時間 以上 4時間 未満	4時間 以上 5時間 未満	5時間 以上 6時間 未満	6時間 以上 7時間 未満	7時間 以上 8時間未 満
要介護1	3,690	3,830	4,860	5,530	6,220	7,150	7,620
要介護2	3,980	4,390	5,650	6,420	7,380	8,500	9,030
要介護3	4,290	4,980	6,430	7,300	8,520	9,810	10,460
要介護4	4,580	5,550	7,430	8,440	9,870	11,370	12,150
要介護5	4,910	6,120	8,420	9,570	11,200	12,900	13,790

【介護予防通所リハビリテーション基本料金】

介護予防通所リハビリテーション 要支援1（1ヶ月につき）	22,680/月
〃 要支援2（1ヶ月につき）	42,280/月

【加減算】

項目	単位	備考
リハビリテーション 提供体制加算	120円	所要時間 3時間以上4時間未満
	160円	所要時間 4時間以上5時間未満
	200円	所要時間 5時間以上6時間未満
	240円	所要時間 6時間以上7時間未満
	280円	所要時間 7時間以上
入浴介助加算（I）	400/日	1日につき
リハビリテーション マネジメント加算	イ：5,600円/月 ロ：2,400円/月	同意月から6月以内 同意月から6月超
医師が利用者または 家族に説明した場合	2,700円/月	
短期集中個別リハビリ テーション実施加算	1,100円/日	退院（所）日又は認定日より3月以内、 概ね2回以上/週、40分以上/日の個別リ ハビリを行った場合
退院時共同指導加算	6,000円（1回のみ）	医療機関からの退院後に介護保険のリハビ リテーションを行う際、リハビリテーション 事業所の理学療法士等が退院前カンファレ ンスに参加し共同指導を行った際に算定。
重度療養管理加算	1,000円/日	要介護3・4・5に限る。1～2時間は算定不可
中重度者ケア体制加算	200円/日	看護又は介護職員を基準より常勤換算で 1以上加配、前3月間の利用者総数のう ち、要介護3・4・5の割合が30%以上等
事業所が送迎を行わ ない場合	-470円/片道	
サービス提供体制 強化加算（I）	・要介護：220円/回 ・要支援1:880円/回 ・要支援2:1,760円/回	事業所の介護職員総数のうち、介護福祉 士の占める割合が70%以上

介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	（基本単位＋各種加算）×8.6%を算定
介護予防通所リハビリテーション基本料金	利用開始月から12月超の利用の場合、1月あたり以下の単位数を減算 要支援1：-1,200円/月 要支援2：-2,400円/月
地域区分加算	春日市（5級地）：10.55円/介護報酬1単位

【自費】

項 目	金 額	備 考
食事材料代及び食事提供代	600円	
アクティビティ等に使用する日常活動費	200円	
紙おむつ代	160円	使用した場合のみ
尿パット代	50円	使用した場合のみ
送迎代	150円	事業の実施地域外のみ